

経営理念 改めて  
練り直しています。

徳野会計事務所

〒530-0054  
大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階  
tel: 06-6809-2205  
fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>  
mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)



徳野



### ◆ 新入社員と退職者と。

6月1日～8月中旬にかけて4名採用で新しいメンバー増です。一方で、内勤担当の北川浩美が6月末で、7月末で曹国瑞が退職しました。

北川はふわっとしたムードですがものすごく処理能力が高く、かつ、徳野の癒し役も担当してくれていただけにめちゃくちゃ痛いです。長く事業をしていると社員の退職という場面はどうしても避けられないとはわかってはいるのですが・・・。「いつでも帰って来てくれたらいい」とは言って送り出したものまずは新天地での活躍を期待しております。

曹は1年足らずの勤務でありましたが2人目をご懐妊で、中国へ里帰りしての出産ということで退職となりました。元気な赤ちゃんを産んで欲しいものです。

そういうわけで、お盆明けには12名体制となります。またお目にかかる機会もあると思います。どうぞよろしくお願いたします。



### ◆ アンケート

お客様の満足度向上のため、また、弊社商品開発の参考にするため、アンケートを実施いたします。新聞とは別に8月末～9月初旬に発送させていただきます。ご協力のほどどうぞよろしくお願いたします！

### ◆ 最大150万円が助成されます。

働き方改革推進のため中小企業対策として「時間外労働等改善助成金」制度が設けられました。

この助成金は、残業時間の短縮に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。例えば出勤や退勤を管理するソフトウェアや専門家によるコンサルティングを受けて行う業務効率化、生産工程の自動化などに係る費用が助成対象となります。

残業時間に関し、「月80時間以下かつ年間720時間以下」を達成した場合は50万円、働き方改革法案に規定する「月45時間以下かつ年間360時間以下」を達成した場合には150万円が支給されます。

本助成金活用にあたっては平成30年12月3日までに実施計画等を最寄りの労働基準監督署に提出し、平成31年2月15日までに支給申請をする必要がございます。

助成金の支給に関してその他様々な要件等がございますので、詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



廣島



### ◆ タイムカードのクラウド化

勤怠管理はタイムカードで打刻、給与計算はタイムカードから手計算でされていますか？

もし、タイムカードをクラウド化すると、打刻ミス・打刻忘れの時に申請をするのが簡単

→ 責任者を探して、訂正してもらう必要がなくなり、責任者は自分のタイミングで申請承認ができます。

もし、タイムカードをクラウド化すると、打刻情報がデータで残るので給与計算システムに取込が可能

→ 電卓を叩いて、勤務時間・残業時間を集計する必要がなくなります。



打刻方法は、共用PCでのクリックによる打刻や各自の携帯で打刻(位置情報が保存されます)、PiTaPa・ICOCAなどの個人のICカードを利用できるなど、いろいろな方法が選べるようになっています。

タイムカードをクラウド化することで、複数支店を本店で管理したい・ひと月集計する前に残業状況・勤務時間の消化状況を確認したいというニーズにも対応できます。

タイムカード打刻からの勤務時間集計をなんとかしたい！とお考えでしたら、ご相談ください！

## ◆ 税務スケジュール(8月)

8/10(金)

- ・ 7月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31(金)

- ・ 6月決算法人の法人税・消費税の確定申告と納税
- ・ 12月決算法人の法人税・消費税の予定申告と納税
- ・ 9月・3月決算法人の3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・ 7月分社会保険料の納付
- ・ 個人事業税の第1期分納付
- ・ 第2期分個人住民税の納付
- ・ 個人事業者消費税の中間申告
- ※振替納税の場合は9/28日(火)引落



## ◆ 弥生会計 使えるショートカット紹介

毎月の会計データ入力、時間も手間もかかり億劫になってはいませんか？  
そこで今回は僕の独断と偏見で、**使える！便利なショートカット**をご紹介します。

### ■【Ctrl】+【F】「上の行の一部をコピー」

真上にある日付、勘定科目、数字、摘要欄のコピペができます。  
※真上が振替伝票の場合コピーできず、イライラします。

### ■【Ctrl】+【R】「振替伝票のコピー＆新規作成」

コピーしたい振替伝票画面で入力すると丸ごとコピー＆新規作成できます。  
あとは金額など変更し登録ボタンを押すだけ！



### ■【Tab】「次項目への移動」

キーボード操作で次の項目へ移動できます。  
入力がスピーディーに！【Shift】+【Tab】で前項目に戻ることもできます。

### ■【Ctrl】+【Insert】「新規行挿入」

総勘定元帳・仕訳日記帳画面で新規行の挿入ができます。  
通帳通りに入力してたのに、1個飛ばしてもうた…。なんてときはコレ！  
【Ctrl】+【Delete】で行の消去も可能です。



## ◆ 軽減税率制度対応レジ購入の勧誘にご注意ください

軽減税率制度の対象品目である酒類・外食を除く飲食物品を扱う会社では軽減税率制度に対応したレジが必要になります。

(ちなみに、定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞も軽減税率制度の対象です)

そのレジの購入や改修に国から補助金が出るのですが、最近それを利用した不審な勧誘が報告されています。

**公的機関のふりをして**補助金の説明をし、レジの購入を勧めてくるのです。他にも「補助金でお金が戻ってくるから」と言われ、

200万円を超える高額なリース契約を結ばされた会社もあるようです。

**公的機関がレジ購入を持ち掛けることはあり得ません**と注意喚起も出ております。

何か変だな？と感じたら軽減税率対策補助金事務局(0570-081-222)へ相談してみましょう。

上記のようなことがあったと知っておくだけでも対策になるかと思しますので、会社の皆様で共有してみてくださいね。



## ◆ スタッフより

池田



今年も「鮎の友釣り」に行ってきます。  
和歌山県の熊野川支流の大塔川へ家族と一緒に、  
もちろん孫も連れていきます。昼は清流で川遊び、夜はBBQと  
手持ち花火大会。パンガローに泊まり温泉入り放題の1泊2日。

私は、屋間、合間をみて友釣り。川の音を聞きながら  
マイナスイオンを浴びながら竿を出す。気持ちいいです。  
釣れても釣れなくても。



去年の写真です。  
今年は釣れるかな？  
結果は  
ホームページ、スタッフブログで！

## ◆ クイズ

徳野久美



### 社会保険 ○×クイズです！

1: 19歳の新入社員を雇用しました。健康保険は加入必要ですが、厚生年金は不要です。

○ or ×

2: 4月1日で64歳の社員は、雇用保険料が免除となります。

○ or ×

こたえ

1: × 国民年金は20歳以上60歳未満が被保険者ですが、厚生年金は70歳未満の上限しかありません。未成年でも被保険者になります。

2: ○ 免除の対象となるのは4月1日時点で64歳以上である被保険者です。(平成31年までの措置です。)保険料は免除ですが被保険者であることには変わりはないです。

